

国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(債権の放棄等)</p> <p>第9条 会計規則第20条に規定する別に定める場合は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>債務履行期限以降5年(当該債権の消滅時効が5年より短いときはその年数)を経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。</u></p>	<p>本則</p> <p>(債権の放棄等)</p> <p>第9条 会計規則第20条に規定する別に定める場合は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>当該債権について権利を行使することができる時から10年、権利を行使することができることを知った時から5年のいずれか早い方が経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。</u></p>	

附 則(令和2年4月1日規程第18号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。